



夏休みにおける少年の非行・犯罪被害防止と有害環境の浄化について

《非行防止》

夏休み期間は、生活リズムが深夜型になりがちで、深夜は
いかい、飲酒、喫煙など、非行に走る少年が多くなる時期で
もあります。

警察では、インターネットカフェや漫画喫茶、ゲームセン
ター、カラオケ、コンビニ等が、少年のたまり場にならない
よう街頭補導活動を強化しています。

家庭では、お子さんの帰宅時間を確認し、小さな変化に注
意を払い、いち早く、お子さんのSO Sサインに気づいてあ
げてください。



《犯罪被害防止》

長期休暇で開放的になった少年たちが、持て余した時間を使い、SNS等を通じて犯
罪被害に遭うケースや不適切な利用によって加害者になるケースが見られます。

お子様の携帯電話・スマートフォンにはフィルタリングの設定を

フィルタリングとは、少年にとって有害なサイト等へのアクセスを制限する
サービスで、各メーカーによってお子様の年齢に合わせた数種類のフィルタリ
ングがあります。

栃木県青少年健全育成条例では、青少年（18歳未満）が使用する場合、携
帯電話販売店は、その危険性やフィルタリングの内容を説明することが義務付
けられています。

お子様の携帯電話・スマートフォンを契約する際は、必ず「子どもが使い
ます。」と伝え、**フィルタリングを設定しましょう。**

《有害環境の浄化》

お酒、たばこを「20歳未満の者」に販売することは犯罪です。

警察では業者に対する指導を徹底しているところですが、ご
家庭でも、未成年者が飲酒、喫煙することの身体への害をお子
さんに教え、地域ぐるみで有害な環境をなくしていきましょう。

